

I 学生生徒災害傷害保険・賠償責任保険

学校管理下中や通学中における事故などを補償

II インターンシップ活動賠償責任保険

III 医療系分野 学生生徒賠償責任保険

IV 学生見舞金制度 (約定履行費用保険)

II、III、IVの保険の加入は、Iの「学生生徒災害傷害保険・賠償責任保険」にご加入いただく学校に限ります。

学校・教職員対象補償制度

V 学校賠償責任保険

VI 教職員傷害保険

VII 教職員賠償責任保険

VIII 個人情報漏洩対応保険

※I学生生徒災害傷害保険・賠償責任保険は学生の在籍期間に応じたご契約期間となりますが、他の保険のご契約期間は1年です。

のご案内



I 学生生徒災害傷害保険・賠償責任保険

(専修学校各種学校 学生生徒災害傷害保険・総合賠償責任保険(施設・業務遂行賠償責任補償約款、受託物賠償責任補償約款))

1 学生生徒災害傷害保険・賠償責任保険とは

各学校におかれましては、学校管理下における学生・生徒の不慮の事故の発生防止について、日頃より万全の注意を払われているかと思いますが、万一事故が発生してしまった場合には、学校として被害を受けた学生・生徒を救済しなければならない場合も想定されます。

この保険は、そのような場合に備えて創設されたもので、万一の場合の補償が得られ、学生・生徒が安心して学業に専念できます。被保険者(保険の補償を受けられる方)は学生・生徒です。(賠償責任の補償については学校も被保険者となります。)

2 補償内容について

ケガの補償

この保険では国内外において学生・生徒が次の①から⑤までの間にケガをした場合に補償します。(日常生活のケガは保険金をお支払いできません。)

1 学校の 正課中

講義、実験・実習、演習または実技による授業を受けている間およびそれらに関する研究活動を行っている間のケガ



2 学校行事に 参加中

学校の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間のケガ



3 学校の施設内 における 休憩時間中

授業開始前、授業と授業の間または昼食時の休憩時間中のケガ



4 ①から③まで以外で学校施設内にいる間 (寄宿舎にいる間は除きます。)

5 課外活動中

学校施設外で学校に届け出た課外活動を行っている間
学校の認めた学内学生団体(クラブ、サークルなど)がその管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間のケガ



通学特約有り(オプション)を選択された場合、次の⑥および⑦の補償が追加されます。

6 通学中

住居と学校施設などとの間を往復する間のケガ



7 学校施設 相互間の 移動中

学校の授業・行事・課外活動などのために学校の施設などの相互間を移動している間のケガ



※④、⑤、⑥または⑦の死亡・後遺障害の補償は、①から③までの半額になります。

※ケガにより接触感染され感染症予防措置を受けた場合に保険金をお支払いする針刺特約(接触感染予防保険金支払特約)をご希望の場合は取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

賠償責任の補償 (日本国内のみ)

学校管理下中

学生・生徒または学校が他人にケガをさせたり、他人の物(借用した物などの受託物を含みます。)をこわしたりして法律上の損害賠償責任を負われた場合ただし、借用不動産に対する損害賠償責任は除きます





次の場合は、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

ケガの補償

- 通学中(通学特約無しの場合) ●故意または重大な過失
- 自殺行為・犯罪行為・闘争行為 ●地震・噴火・津波 ●戦争・暴動または核燃料物質の有害な特性などによる事故、疾病 ●無資格運転・酒酔い運転
- むちうち症または腰痛などでそれらを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ●急激・偶然・外来の要件を充足しない事故 など

賠償責任の補償

- 故意 ●海外での損害賠償責任
- 看護実習・臨床実習・鍼灸・あんま・マッサージ・理学療法・作業療法・柔道整復など医療関連実習における損害賠償責任(補償を希望される場合は、4ページの「医療系分野 学生生徒賠償責任保険」にご加入ください。)

- 自動車・航空機・船舶・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます)・動物などの所有・使用・管理に起因する損害賠償責任
- 地震・噴火・津波、戦争・変乱・暴動・騒擾・労働争議などによる損害賠償責任
- 放射線照射または放射能汚染
- 生産物または仕事の瑕疵に起因するその生産物または仕事の対象物自体についての損害賠償責任
- 自動車・バイク・自転車・航空機・船舶・車両・動物・楽器・紙幣・有価証券・美術品・設計書などその他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗難などについての損害賠償責任
- 同居の親族に対する損害賠償責任 ●インターンシップ中の損害賠償責任(補償を希望される場合は、3ページの「インターンシップ活動賠償責任保険」にご加入ください。)
- 借用した不動産に発生した財物損壊に対する損害賠償責任 など

3 ご契約金額(保険金額)と保険料およびご契約期間(保険期間)

(1) ご契約金額と保険料

被保険者(学生・生徒)1名あたりの保険料

補償内容	昼間部		夜間部			
	通学特約有り	通学特約無し	通学特約有り	通学特約無し		
ご契約金額	死亡	2,000万円(左ページのケガの補償④から⑦の場合は1,000万円)	1,200万円(左ページのケガの補償④から⑦の場合は600万円)			
	後遺障害	程度に応じて90万円~3,000万円(左ページのケガの補償④から⑦の場合は45万円~1,500万円)	程度に応じて54万円~1,800万円(左ページのケガの補償④から⑦の場合は27万円~900万円)			
	入院保険金日額	4,000円	4,000円			
	手術*1	所定の手術について種類に応じて上記入院保険金日額の10倍、20倍または40倍した額				
ご契約期間	通院保険金日額*2	1,200円	1,000円			
	賠償責任*3	対人1事故:5億円/対物1事故:500万円(自己負担額なし)				
ご契約期間	保険料	6か月	470円	300円	440円	320円
		1年	700円	440円	630円	450円
		1年6か月	960円	600円	890円	640円
		2年	1,250円	770円	1,160円	820円
		2年6か月	1,530円	950円	1,430円	1,010円
		3年	1,810円	1,120円	1,680円	1,190円
		3年6か月	2,090円	1,290円	1,940円	1,370円
		4年	2,310円	1,430円	2,140円	1,510円

- *1入院保険金をお支払いした場合で、1事故につき1回の手術に限りま。
- *2次のような通院は、平常の生活または業務に支障がある通院ではないため、すべて通院保険金のお支払いの対象となりません。
 - 回復程度を確認するための通院 ●薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院 ●ケガが治った後または医師によるケガの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど、簡易な処置だけの通院
- *3借用した物、製造した物に起因する賠償責任は契約期間を通じ上記ご契約金額を限度としてお支払いします。
- *1ケガの保険金は健康保険、労災保険、生命保険、加害者からの補償金などに関係なくお支払いします。
- *2死亡保険金は死亡保険金受取人を定めなかった場合は被保険者の法定相続人に、その他の保険金は被保険者にお支払いします。
- *3ケガをされた時に既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。
- この保険料は加入時に一括納入すれば、以後お払い込みいただく必要はありませんので在籍期間に応じたご契約期間でご加入ください。
- ケガによる入院・通院は1日目から補償されます。(事故発生日から180日を経過した後の入院に対しては、保険金はお支払いできません。また、通院は90日を限度とします。)
- お支払いする保険金につきましては12ページ「ケガの補償でお支払いする保険金」をご覧ください。

(2) ご契約期間(保険期間) 平成25年4月1日0時からご契約期間の末日24時まで

ただし、平成25年4月1日から補償を開始するためには、平成25年3月29日(金)までに加入申込書をご提出いただき、かつ5月9日(木)までに保険料のお振込みおよび加入報告書および学生生徒名簿をご提出いただけます。

4 加入手続きについて

- ①学校にて学生生徒の一括加入を決定していただきます。(3月)
- ②加入申込書を作成し、3月29日(金)までに東京セントラルにご送付ください。
- ③学校にて加入報告書および4月1日現在の学生生徒名簿を作成ください。(4月)
- ④加入報告書・学生生徒名簿を東京セントラルにご送付ください。
保険料は協会にお振り込みください。

5月9日(木) 必着

- 振込先/ゆうちょ銀行 ●口座記号番号/00130-4-142984
- 口座名/公益社団法人東京都専修学校各種学校協会

⑤手続き完了です。(後日、加入確認書をご担当者宛にご送付します。)

Ⅱ インターンシップ活動賠償責任保険

(総合賠償責任保険(施設・業務遂行賠償責任補償約款、製造物・完成(引渡)作業賠償責任補償約款、受託物賠償責任補償約款))

1 インターンシップ活動賠償責任保険とは

学生・生徒が日本国内におけるインターンシップ活動中(往復途上は対象となりません)に、他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償する保険です。

この保険の加入は、前記の「Ⅱ 学生生徒災害傷害保険・賠償責任保険」にご加入いただく学校に限ります。

被保険者(保険の補償を受けられる方)は学生・生徒および学校です。

2 補償内容について

この保険では、学校が教育活動の一環として正課・学校行事・課外活動のいずれかに位置づける国内でのインターンシップ活動中に起きた損害賠償責任を補償します。



※インターンシップ活動とは、学生・生徒が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業・施設などで就業体験を行うことです。ただし、この保険では、看護実習・臨床実習など医療関連実習は対象となりませんのでご注意ください。(事務の実習は対象となります)

※看護実習・臨床実習など医療関連実習における賠償責任保険を希望される場合は、後述の「医療系分野 学生生徒賠償責任保険」にご加入ください。

次の場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- 故意または重大な過失により法令に違反する作業に起因する損害賠償責任
- 2ページ上段記載の「●インターンシップ中の損害賠償責任」以外の「賠償責任の補償」の事由
- 被保険者のインターンシップ活動中以外の損害賠償責任
- 有資格者の業務遂行に起因する損害賠償責任

3 ご契約金額(保険金額)と保険料およびご契約期間(保険期間)

(1) ご契約金額と保険料

補償内容	Aプラン	Bプラン
対人賠償	1事故 1億円限度	1事故 1億円限度
対物賠償	1事故 1億円限度	1事故 250万円限度
自己負担額	なし	1事故 5,000円
1名あたりの保険料(年間)	500円*	250円*

*ご契約期間の初日以降に中途加入する場合も、保険料は1名あたりAプラン500円/Bプラン250円となります。

※お支払いする保険金につきましては12ページ「賠償責任でお支払いする保険金」をご覧ください。

※借用した物、製造した物に起因する賠償責任はご契約期間を通じ、上記ご契約金額を限度としてお支払いします。

(2) ご契約期間

平成25年4月1日16時から平成26年4月1日16時までの1年間

※補償開始日は保険料の入金が協会でご確認できた日の翌日からとなります。(平成25年4月1日に補償を開始するには、平成25年3月29日(金)までに協会でご入金確認できる場合に限ります。)

4 加入手続について

- ①学校にてインターンシップ活動賠償責任保険の対象となる生徒数を決定していただきます。
- ②加入申込書(Ⅱインターンシップ活動賠償責任保険に○印)・加入報告書(名簿添付)を作成し、3月29日(金)までに東京セントラルにご送付ください。
- ③保険料を3月29日(金)までに協会にお振り込みください。
- ④手続き完了です。(後日、加入確認書をご担当者宛にご送付します。)

Ⅲ 医療系分野 学生生徒賠償責任保険

(Aプラン:個人賠償責任保険(個人特別約款))(Bプラン:総合賠償責任保険(施設・業務遂行賠償責任補償約款))

1 医療系分野 学生生徒賠償責任保険とは

医療系分野に在籍する学生・生徒が国内における正課および学校行事として行われる学校管理下の実習中(インターンシップ活動中を含みます。)に発生した偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物をこわしたりして法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償する保険です。この保険にご加入いただくことにより「学生生徒災害傷害保険・賠償責任保険」および「インターンシップ活動賠償責任保険」で対象外となっている医療関連における損害賠償責任も補償されますので、安心して学業に専念できます。Aプランでは、上記に併せて国内における日常生活に起因する偶然な損害賠償責任も補償されます。(各プランの被保険者の範囲は下表のとおりです。)

この保険の加入は、前記の「学生生徒災害傷害保険・賠償責任保険」にご加入いただく学校に限ります。


2 補償内容について

医療系分野における実習中とは、主に看護・臨床・鍼灸・指圧・理学療法・作業療法・柔道整復・診療放射線・歯科衛生などの実習中(インターンシップ活動中を含みます。)をいいます。

1 指圧の実習中
学生・生徒が指圧の実習中に相手にケガをさせた



2 看護実習中
学生・生徒が看護実習中に光学顕微鏡を落とし、こわしてしまった



各プランの被保険者の範囲	
Aプラン	実習中は学生・生徒本人のみです。日常生活においては学生・生徒本人、学生の親権者、法定監督義務者(学生が未成年で学生に関する事故に限ります。)、学生の配偶者、学生または配偶者と生計を共にする同居のご親族、別居の未婚のお子様(婚姻歴のない方)(学校は対象となりません。)
Bプラン	学校および学生・生徒本人

次の場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- 被保険者の実習中以外の日常生活に起因する損害賠償責任(Aプランはお支払いします。)
- 有資格者の業務遂行に起因する損害賠償責任
- 2ページ上段記載の「**●看護実習・臨床実習・鍼灸・あんま・マッサージ・理学療法・作業療法・柔道整復**など医療関連実習における損害賠償責任」以外の「賠償責任の補償」の事由
- 借用した物の損害賠償責任 など

3 ご契約金額(保険金額)と保険料およびご契約期間(保険期間)

(1) ご契約金額と保険料

補償内容	Aプラン	Bプラン
	学校管理下の実習中および日常生活中	学校管理下の実習中のみ
対人物賠償共通	1事故 1億円	1事故 1億円
自己負担額	なし	なし
1名あたりの保険料(年間)	2,000円*	1,000円*

*ご契約期間の初日以降に中途加入する場合も、保険料は1名あたりAプラン2,000円/Bプラン1,000円となります。

※お支払いする保険金につきましては、12ページをご覧ください。

(2) ご契約期間

平成25年4月1日16時から平成26年4月1日16時までの1年間

※補償開始日は保険料の入金が協会を確認できた日の翌日からとなります。(平成25年4月1日に補償を開始するには、平成25年3月29日(金)までに協会でご入金確認できる場合に限ります。)

4 加入手続きについて

- ①学校にて医療系分野 学生生徒賠償責任保険の対象となる生徒数を決定していただきます。
- ②加入申込書(Ⅲ医療系分野 学生生徒賠償責任保険に○印)・加入報告書(名簿添付)を作成し、3月29日(金)までに東京セントラルにご送付ください。
- ③保険料を3月29日(金)までに協会にお振り込みください。
- ④手続き完了です。(後日、加入確認書をご担当者宛にご送付します。)

IV 学生見舞金制度

(約定履行費用保険)

1 学生見舞金制度とは

学生・生徒が在学中に病気により亡くなられた場合に、学校がその遺族に対して見舞金を支給する見舞金給付規程を導入いただき、その規程に基づき学校が支給する見舞金を補償する保険です。

保険金は学校が見舞金を支給した後、保険金請求を行っていただき保険会社から学校へお支払いします。

この保険の加入は、前記の「Ⅰ学生生徒災害傷害保険・賠償責任保険」にご加入いただく学校に限ります。

被保険者(補償を受けられる方)は学校となります。

2 補償内容について

学生・生徒が在学中に病気(ケガは対象外です。)により亡くなられた場合に、見舞金給付規程に基づき学校が遺族に対して給付した見舞金を補償します。

1 体育の授業中

学生・生徒が体育の授業中に突然病気で亡くなられた



2 自宅・下宿で

学生・生徒がくも膜下出血により亡くなられた



学生・生徒が学校の管理下中であるか否かは問いません。

次の場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

○ケガによる死亡 ○故意または重大な過失 ○自殺

3 ご契約金額(保険金額)と保険料およびご契約期間(保険期間)

(1) ご契約金額と保険料

補償内容	ご契約金額
病気による死亡	30万円
1名あたりの保険料(年間)	100円*

※この保険は、学校が実施する見舞金制度をバックアップする保険であり、学生・生徒から保険料を徴収するものではありません。

* ご契約期間の初日以降に中途加入する場合も、保険料は1名あたり100円となります。

※保険料算出基準は、2月末現在在籍する学生生徒数となります。(ご契約期間終了後に確定人数に基づき精算します。)

(2) ご契約期間

平成25年4月1日0時から平成26年3月31日24時までの1年間

* 補償開始日は保険料の入金が協会を確認できた日の翌日からとなります。(平成25年4月1日に補償を開始するには、平成25年3月29日(金)までに協会が入金が確認できる場合に限りです。)

4 加入手続きについて

- ①学校にて学生見舞金制度(約定履行費用保険)の一括加入を決定していただきます。
- ②加入申込書(IV学生見舞金制度に○印)・加入報告書を作成し、3月29日(金)までに東京セントラルにご送付ください。
- ③保険料を3月29日(金)までに協会にお振り込みください。
- ④手続き完了です。(後日、加入確認書をご担当者宛にご送付します。)



学校賠償責任保険

(総合賠償責任保険(施設・業務遂行賠償責任補償約款))

1 学校賠償責任保険とは

この保険は、学校の過失によって、学生・生徒または第三者にケガをさせたり、財物をこわしたことにより、学校が法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償する保険です。

2 補償内容について

この保険では、下記のような事故により学校が法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償します。

施設・設備の欠陥および管理上のミスにより賠償事故が起こった場合

1 学校の看板が

学校の看板が落下し、下にいた通行人にケガをさせた



2 階段の手すり

階段の手すりがかわれ、学生・生徒が転落してケガをさせた



教育活動中において指導上のミスにより賠償事故が起こった場合

3 実験中

実験中、教師が指示を誤り学生・生徒が危険物を混ぜて爆発しヤケドをさせた



4 体育の授業中

体育の授業中、教師の指導ミスにより学生・生徒が鉄棒から落ちてケガをさせた



次の場合は、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- 故意に起因する損害賠償責任
- 施設の修理・改造などの工事に基づく損害賠償責任
- 地震・噴火・津波・洪水などの天災に起因する損害賠償責任
- 自動車・航空機・船舶・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)もしくは動物の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任
- 学校が製造・販売または提供した製品・飲食物などに起因する損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特約がある場合においてその特約によって加重された損害賠償責任
- 学校が預かった物の損壊についての損害賠償責任
- 放射線照射または放射能汚染
- 借用した不動産に発生した財物損壊に対する損害賠償責任 など

3 ご契約金額(保険金額)と保険料およびご契約期間(保険期間)

(1) ご契約金額と保険料

補償内容	ご契約金額
対人賠償	1事故につき 5億円
対物賠償	1事故につき 500万円
自己負担額	1事故につき 1万円
1名あたりの保険料(年間)	40円*

*ご契約期間の初日以降に中途加入する場合も、保険料1名あたり40円となります。

※保険料算出基準は、2月末現在在籍する学生生徒数となります。
※お支払いする保険金につきましては12ページをご覧ください。

(2) ご契約期間

平成25年4月1日16時から平成26年4月1日16時までの1年間

※補償開始日は保険料の入金が協会でご確認できた日の翌日からとなります。(平成25年4月1日に補償を開始するには、平成25年3月29日(金)までに協会でご入金をご確認できる場合に限ります)

4 加入手続きについて

- ①学校にて学校賠償責任保険(総合賠償責任保険)の一括加入を決定していただきます。
- ②加入申込書(V学校賠償責任保険に○印)・加入報告書を作成し、3月29日(金)までに東京セントラルにご送付ください。
- ③保険料を3月29日(金)までに協会にお振り込みください。
- ④手続き完了です。(後日、加入確認書をご担当者宛にご送付します。)

VI 教職員傷害保険

(普通傷害保険)

1 教職員傷害保険とは

教職員が、その職務に従事している間(通勤途上を含みます。)[急激かつ偶然な外来の事故]によって「ケガ」をされた場合に保険金をお支払いする保険です。

保険金は、健康保険・労災保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。
天災危険補償特約がセットされておりますので、地震・噴火・津波によるケガにも補償されます。

2 補償内容について

国内・国外を問わず、職務従事中のさまざまなケガを補償します。(日常生活のケガはお支払いできません。)

1 授業中に機械の操作中に
 授業中に機械の操作方法を誤って先生がケガをして通院した



2 通勤中の交通事故
 通勤中の交通事故でケガをして入院した



次の場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- 故意または重大な過失によるケガ
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 無資格運転、酒酔い運転をしている間のケガ
- 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
- 戦争、暴動または核燃料物質の有害な特性などによるケガ
- 危険なスポーツ(ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなど)を行っている間のケガ
- 自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技(競技場における競技に準じる行為を含みます)競争、興行または試運転をしている間のケガ
- むちうち症または腰痛などでそれらを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 職務に従事している間以外のケガ
- 通常の経路を逸脱・中断している通勤途中のケガ

など

3 ご契約金額(保険金額)と保険料およびご契約期間(保険期間)

(1) ご契約金額と保険料

職員1名あたりの保険料(1年間)

※お支払いする保険金につきましては12ページをご覧ください。

補償内容		1口あたりご契約金額(最高10口までご契約いただけます。)
ご契約金額	死亡	100万円
	後遺障害	ケガの程度に応じ3万~100万円
	入院保険金日額	1,000円
	手術*1	所定の手術について種類に応じて上記入院保険金日額の10倍、20倍または40倍した額
	通院保険金日額*2	500円
保険料(年間)		1,620円

*1 入院保険金をお支払いした場合で、1事故につき1回の手術に限ります。

*2 次のような通院は、平常の生活または業務に支障がある通院ではないため、すべて通院保険金のお支払いの対象となりません。

- 回復程度を確認するための通院 ●薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院
- ケガが治った後または医師によるケガの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替など、簡易な処置だけの通院

- ※1これらの保険金は、健康保険、労災保険、生命保険、加害者からの補償金などに関係なくお支払いします。
- ※2死亡保険金は死亡保険献金受取人(死亡保険献金受取人を定めなかった場合は被保険者の法定相続人)に、その他の保険金は被保険者にお支払いします。
- ※3ケガをされた時に既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。
- ケガによる入院・通院は1日目から補償されます。(事故発生日から180日を経過した後の入通院に対しては保険金はお支払いできません。また通院は90日を限度とします。)
- この保険は入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約がセットされております。
この特約は、比較的費用のかかる最初の7日間を手厚く補償するための特約で、1回の事故につき、入院・通院合わせて7日間の補償が2倍となっております。

例えば、1口ご加入で入院4日間・退院後、通院8日間(合計12日間)のケガをされた場合にお支払いする保険金は下記の通りとなります。

入院保険金	$1,000円 \times 2 \times 4日間 =$	8,000円	
通院保険金	$500円 \times 2 \times 3日間 =$	3,000円	……7日間まで
	$500円 \times 1 \times 5日間 =$	2,500円	……8日目以降
合 計		13,500円	

(2) ご契約期間

平成25年4月1日16時から平成26年4月1日16時までの1年間

※補償開始日は保険料の入金が協会でご確認できた日の翌日からとなります。(平成25年4月1日に補償を開始するには、平成25年3月29日(金)までに協会でご入金確認できる場合に限りです。)

4 加入手続きについて

- ①学校にて教職員の一括加入を決定していただきます。
- ②加入申込書(VI教職員傷害保険に○印)・加入報告書(名簿添付)を作成し3月29日(金)までに東京セントラルにご送付ください。
- ③算出した保険料を3月29日(金)までに協会にお振り込みください。
- ④手続き完了です。(後日、加入確認書をご担当者宛に送付します。)

Ⅶ 教職員賠償責任保険

(教職員特別約款保険)

1 教職員賠償責任保険とは

教職員個人が、その業務につき行った行為について、法律上の損害賠償請求がなされたことにより負担される損害に対して保険金をお支払いする保険です。

【加入資格】

協会の会員校である専修学校・各種学校に在籍する教職員に限りです。教職員とは、学校の職務に従事する方をいい、教員免許の有無は問いません。ただし、医療関連の職務に従事する教職員および学校医、学校歯科医、学校薬剤師はご加入いただけませんのでご注意ください。

2 補償内容について

対人事故や対物事故はもとより、これらを伴わない経済的損害やプライバシー侵害による慰謝料(人格権侵害)も保険金のお支払いの対象となります。また、結果的に教職員個人に責任が無く、訴訟費用のみを負担された場合でも保険金お支払いの対象となります。



次の場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- 学生・生徒に対する体罰に起因する損害賠償責任
- 教職員自らが行ったセクハラやいじめに起因する損害賠償責任
- ご契約期間の初日前の行為に起因する損害賠償責任(初年度契約の場合)
- 犯罪行為
- 自動車・航空機・船舶・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)もしくは動物の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任
- 違法に私的な利益・便宜を供与されたことに起因する損害賠償責任
- 教職員の職務以外の損害賠償責任

など

3 ご契約金額(保険金額)と保険料およびご契約期間(保険期間)

(1) ご契約金額と保険料

補償内容	ご契約金額
賠償責任(対人・対物)	1事故 1億円
人格権侵害	1事故 1,000万円
初期対応費用 争訟対応費用 対人見舞費用	期間中 100万円
教職員1名あたりの保険料(年間)	4,000円*

*ご契約期間の初日以降に中途加入する場合も保険料1名あたり4,000円となります。

※お支払いする保険金につきましては12ページをご覧ください。

(2) ご契約期間

平成25年4月1日16時から平成26年4月1日16時までの1年間

※補償開始日は保険料の入金が協会を確認できた日の翌日からとなります。(平成25年4月1日に補償を開始するには、平成25年3月29日(金)までに協会で入金を確認できる場合に限り)

4 加入手続きについて

- ①学校にて教職員賠償責任保険(教職員特別約款保険)の対象となる教員数を決定していただきます。
- ②加入申込書(Ⅶ教職員賠償責任保険に○印)・加入報告書を作成し、3月29日(金)までに東京セントラルにご送付ください。
- ③保険料を3月29日(金)までに協会にお振り込みください。
- ④手続き完了です。(後日、加入確認書をご担当者宛にご送付します。)

Ⅳ 個人情報漏洩対応保険

1 個人情報漏洩対応保険とは

この保険は、個人情報漏洩した場合に、学校が負担を余儀なくされる損害賠償金や各種費用を補償する保険です。この保険の被保険者（保険の補償を受けられる方）は、学校および教職員となります。

2 補償内容について

この保険は2つの補償で構成されています。

損害賠償責任部分

学校が取り扱う個人情報の漏洩が発生した場合において、学校が第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対し保険金をお支払します。

お支払いする保険金の種類

- 法律上の損害賠償金
- 争訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- 権利保全費用
- 日本興亜損保による損害賠償請求の解決に協力するために学校が要した費用 など

費用部分

学校が取り扱う個人情報の漏洩が発生した場合において、学校が支出することによって現実に被る損害に対して保険金をお支払します。

お支払いする保険金の種類

- マスコミ対応費用
- 広告費用
- コンサルティング費用
- 通信費用
- 見舞費用
- 事故原因調査費用 など

1

不正アクセス

職員室パソコンへの不正アクセスやパソコンに導入されたファイル交換ソフトにより、生徒の個人情報が漏洩した



2

学生名簿の盗難

学校に空き巣が入り、職員室に保管してあった学生名簿や進学先資料などが盗難された



3

職員の不正行為によるデータ持ち出し

職員が学校の許可を得ず、個人情報が記録された学生名簿や指導要録を外部に持ち出し、帰宅中に車上荒らしにあった



4

見舞費用

個人情報が漏洩された被害者に対するお詫びとして、見舞金や見舞品の購入費用が発生した



※個人情報とは、個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述などにより特定の個人を識別することができるものをいいます。ただし、学校の役員に関する情報は含みません。

次の場合は、保険金をお支払できませんのでご注意ください。

〈損害賠償責任部分・費用部分共通〉

- 故意
- 法令に違反することを認識しながら行った行為
- 初年度契約のご契約期間の初日より前に知っていた場合の損害
- 国または公共団体の公権力行使による差し押さえ、収用、没収など○地震・噴火・津波・戦争・変乱・暴動・騒擾・労働争議などによる損害
- 偽りその他不正な手段により取得した個人情報漏洩 など

〈損害賠償責任部分〉

- 違約金の支出に起因する損害
- 被保険者の役員または個人情報共同利用者からなされた損害賠償請求
- 信用毀損もしくは失墜、風評損害または学校イメージの劣化を原因とする損害賠償請求 など

〈費用部分〉

- 個人情報以外の情報流出
- 被保険者が本人に対して個人情報の利用目的または、その変更を通知しない、または好評しないこと。
- 個人情報の利用目的の変更が、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められないこと。 など

3 ご契約金額(保険金額)と保険料およびご契約期間(保険期間)

(1) ご契約金額と保険料(学生数1,000名未満の学校用)

補償内容	Aプラン	Bプラン	Cプラン
損害賠償責任部分	1,000万円	3,000万円	1億円
費用部分	100万円	300万円	1,000万円
自己負担額	損害賠償部分、費用部分とともに1事故・1請求につき20万円		
年間保険料	30,000円	50,000円	100,000円

※見舞費用については、推定被害者1名あたり500円を限度としてお支払いします。

※ご契約期間中のご契約タイプ変更はできません。

※上記プランにてご契約できるのは、学生数(2月末現在在籍する生徒数)が1,000名未満の学校に限ります。

※学生数が1,000名以上の学校で、ご契約を希望される場合は取扱代理店までお問い合わせください。

※ご契約に際しては、個人情報漏洩(ろうえい)対応保険申告書の提出が必要となります。

(2) ご契約期間

平成25年4月1日16時から平成26年4月1日16時までの1年間

※補償開始日は保険料の入金が協会でご確認できた日の翌日からとなります。(平成25年4月1日に補償を開始するには、平成25年3月29日(金)までに協会でご入金確認できる場合に限ります。)

4 加入手続きについて

- ①学校にて個人情報漏洩対応保険の一括加入を決定していただきます。
- ②加入申込書(Ⅶ個人情報漏洩対応保険に○印)・加入報告書を作成し、3月29日(金)までに東京セントラルにご送付ください。
- ③保険料を3月29日(金)までに協会にお振り込みください。
- ④手続き完了です。(後日、加入者書をご担当者宛にご送付します。)

ケガの補償でお支払いする保険金

Ⅰ 学生生徒災害傷害保険(1ページ)、Ⅱ 教職員傷害保険(7ページ)でお支払いする保険金の種類と内容は次のとおりです。

保険金の種類	お支払いする保険金の内容
① 死亡保険金*1	対象となる事故*2によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 左記保険金は重複してお支払いしますが、ご契約期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
② 後遺障害保険金*1	対象となる事故*2によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額をお支払いします。
③ 入院保険金	対象となる事故*2によってケガをされ、そのケガのため入院(入院に準じた状態を含みます。)された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。
④ 手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けられたとき、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。
⑤ 通院保険金	対象となる事故*2によってケガをされ、そのケガのため医師の治療を受けられた場合、平常の生活または業務ができる程度に治った日までの通院(往診を含みます。)に対し、90日を限度として通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。 【ご注意】 次のような通院は、平常の生活または業務に支障がある通院ではないため、すべて通院保険金のお支払いの対象となりません。 ● 回復程度を確認するための通院 ● 薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院 ● ケガが治った後または医師によるケガの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど、簡易な処置だけの通院

*1①と②は重複してお支払いしますが、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

*2対象となる事故は学生生徒災害傷害保険(1ページ)、教職員傷害保険(7ページ)をご覧ください。

賠償責任でお支払いする保険金

お支払いする保険金の種類と内容は次のとおりです。

Ⅲ 学生生徒災害賠償責任保険(1ページ)、Ⅳ インターンシップ活動賠償責任保険(3ページ)、Ⅴ 医療系分野 学生生徒賠償責任保険(Bプラン)(4ページ)、Ⅵ 学校賠償責任保険(6ページ)

① 損害賠償金	対人事故	障害を被った被害者の逸失利益、入院費などの治療費、休業補償費慰謝料など
	対物事故	損壊した財物の修理費用、修理不能の場合、その交換価額
② 損害防止費用		事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のための費用のうち必要または有益であった費用です。
③ 権利保全費用		第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために被保険者が支出した費用です。
④ 争訟費用		法律上の損害賠償責任の解決のために支出した訴訟費用、仲裁費用、調停費用、弁護士費用です。「①損害賠償金」の額がご契約金額(保険金額)を超過する場合は、争訟費用の額に「ご契約金額(保険金額)の①損害賠償金の額に対する割合」を乗じた額をお支払いします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。
⑤ 協力費用		日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の求めに応じて被保険者がこれに協力するために要する費用のうち、直接支出した費用です。
⑥ 初期対応費用		事故が発生した場合に、初期対応のために支出した費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など)です。ご契約期間(保険期間)を通じて500万円を限度とします。ただし、事故原因調査費用については、1回の事故につき30万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の承認が必要です。
⑦ 争訟対応費用		法律上の損害賠償責任の解決のために支出した意見書または鑑定書作成のために必要な費用、超過勤務手当(通常支払われるべき金額を除きます。)などです。ご契約期間(保険期間)を通じて1,000万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。

※②から⑦の保険金については、結果的に損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いの対象となります。また、①から③の保険金の合算額はご契約金額限度となります。

※日本興亜損保の承認なしに示談された場合、保険金が全額お支払いできない場合がありますのでご注意ください。

Ⅶ 医療系分野 学生生徒賠償責任保険(Aプラン)(4ページ)、Ⅷ 教職員賠償責任保険(9ページ)

① 損害賠償金	対人事故	障害を被った被害者の逸失利益、入院費などの治療費、休業補償費、慰謝料など
	対物事故	損壊した財物の修理費用、修理不能の場合、その交換価額
② 損害防止費用		事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のための費用のうち必要または有益であった費用です。
③ 緊急措置費用		事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④ 権利保全費用		第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために被保険者が支出した費用です。
⑤ 争訟費用		日本興亜損保の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
⑥ 協力費用		日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の求めに応じて被保険者がこれに協力するために要する費用のうち、直接支出した費用です。

※③⑤⑥の保険金については結果的に損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いの対象となります。また、①から④の保険金の合算額はご契約金額限度となります。

※教職員賠償責任保険(9ページ)については、上記保険金の他に初期対応費用・争訟対応費用・対人見舞費用をお支払いしますが、ご契約期間を通じて100万円が限度となります。

万一、事故が発生した場合には

- ◇万一、事故が発生した場合には所定の事故報告書に必要事項をご記入の上、ただちに事故受付センター（0120-250-119（受付時間24時間×365日））もしくは取扱代理店（東京セントラル）にご連絡ください。ただちにご連絡いただけない場合は保険金を削減してお支払いする場合があります。
- ◇事故の受付後、取扱代理店より保険金請求関係書類をご送付します。
- ◇賠償事故にかかわる示談交渉は必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめてください。
- ◇保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ◇所定の手続を行った後、保険会社より保険金をお支払いします。

保険金の代理請求人制度について

- 被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいないときは3親等以内のご親族が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

日本興亜損保の保険に関する苦情・ご相談窓口

<お客様サポート室>

0120-919-498

受付時間：平日の9:00～20:00/土日、祝日の9:00～17:00（12/31～1/3を除きます。）

日本興亜損保の保険に関する指定紛争解決機関のご連絡先

日本興亜損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。日本興亜損保との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

<一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター>

0570-022-808（ナビダイヤル）

受付時間：平日の9:15～17:00（土日、祝日、12/30～1/4を除きます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

個人情報の取扱いに関する説明事項

1. 本契約に関する個人情報を、保険契約の引受判断・履行（保険金支払いなど）および各種サービス、他の保険・金融商品などの案内または提供のために利用します。
2. 保険契約の引受け、契約内容変更および保険金支払いに関する判断のために、本契約に関する個人情報を日本興亜損保のグループに属する他の保険会社と共同で利用することがあります。
3. 日本興亜損保のグループ企業や提携先企業との間で、その取り扱う商品・サービスなどの案内または提供のために、本契約に関する個人情報を共同で利用することがあります。
4. 保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、ご契約内容、事故内容、保険金ご請求内容などに係る個人情報を、他の損害保険会社・共済および一般社団法人日本損害保険協会との間において共同利用する制度を実施しています。
5. 本契約の引受判断・履行（保険金支払いなど）のために必要な範囲において、本契約に関する個人情報を第三者*に対して提供することがあります。
* 保険事故の関係者（当事者、損害保険会社・共済、修理業者など）、医療機関、再保険取引会社などをいいます。

※ 詳細につきましては、日本興亜損保のホームページ（<http://www.nipponkoa.co.jp>）および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

その他

この保険は、ご契約者である東京都専修学校各種学校協会が、その会員校の加入依頼に基づき会員校およびその学生・生徒・教職員などを被保険者（保険の補償を受けられる方）として締結する団体保険契約です。

<引受保険会社> 日本興亜損害保険株式会社（幹事会社）、三井住友海上火災保険株式会社

<団体保険契約者> 東京都専修学校各種学校協会

<取扱代理店> 東京セントラル（幹事代理店）、東京都学校総合企画

加入手続の事務処理などにつきましては、幹事代理店である東京セントラルが行います。

この保険契約は、上記保険会社が共同で引受ける共同保険契約であり幹事会社が他の引受保険会社の代理・代行を行っております。各引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社が経営破綻した場合などには、ご契約の際にお約束した保険金などが削減される場合がございます。

このパンフレットは、保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。

お問合せ・連絡先

<幹事代理店>

取扱代理店

株式会社 東京セントラル

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-5-25 西新宿木村屋ビルディング

TEL 03-3364-1717（代表） FAX 03-3364-6324

受付時間：9:00～17:00（土日、祝日、12/30～1/4を除きます。）

<http://www.tokyo-central.co.jp/> E-mail:info@tokyo-central.co.jp

有限会社 東京都学校総合企画

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-58-1 石山ビル

TEL 03-3378-5223 FAX 03-3378-9625

<http://www.school-plan.co.jp> E-mail:kikaku@tsk.or.jp

<幹事会社>

引受保険会社

日本興亜損害保険株式会社

公務部
第二課

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3

TEL 03-3593-5114 FAX 03-3593-5138

三井住友海上火災保険株式会社

公務部
東京公務室

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上駿河台ビル新館14F

TEL 03-3259-7593 FAX 03-3259-7581